

フリースクール等に通う場合の経費を支援します

八頭町では、町内の義務教育段階にある児童生徒が、学校以外の施設に通う場合の経費に対する支援を行うため令和5年4月に八頭町フリースクール等利用料助成事業補助金交付要綱を策定しました。

《補助金の概要》

1 補助対象校	●やず教育支援センター「みどりヶ丘教室」 ●フリースクール「すてっぷ」 ●フリースクール「ちゃれすくーる」 ●フリースクール「まなび〜馬」 他
2 補助対象者	フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 児童生徒及び親権者が八頭町に住所を有すること。 (2) その他対象経費の補助を別に受けていない者
3 補助対象経費	義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者が負担する次に掲げる経費 (1) 授業料 (2) 通所に係る交通費 (3) 実習費等
4 補助率	10/10
5 上限額	【授業料(毎月支払う定額分)】 児童生徒 1人当たり月額 20,000 円又は授業料月額の 2/3(100 円未満切り捨て)のいずれか低い額 【交通費・実習費】 小学生 1人当たり 月額 3,000 円 中学生 1人当たり 月額 6,000 円

《申請方法》

「八頭町フリースクール等利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書」を八頭町教育委員会 学校教育課へ提出してください。

【問い合わせ先】

八頭町教育委員会事務局 学校教育課 (八頭町北山63番地1)

☎ 0858-84-1231